四	コンベヤスケール	日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇六―二（二〇一九）
五	自動捕捉式はかり	日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書
六	分銅等	日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

（器差検査の方法）

第二百十四条　質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　ホッパースケール　日本産業規格Ｂ七六〇三（二〇一九）附属書

三　充塡用自動はかり　日本産業規格Ｂ七六〇四―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇四―二（二〇一九）

四　コンベヤスケール　日本産業規格Ｂ七六〇六―一（二〇一九）附属書及び日本産業規格Ｂ七六〇六―二（二〇一九）

［新設］

五	自動捕捉式はかり	日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書
六	分銅等	日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

（器差検査の方法）

第二百十四条　質量計の器差検査の方法は、それぞれ次の各号に掲げる日本産業規格による。

一　［略］

二　分銅等　日本産業規格Ｂ七六一一―三（二〇一五）

三　自動捕捉式はかり　日本産業規格Ｂ七六〇七（二〇一八）附属書

［新設］

［新設］

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　検定証印等が付されていないホッパースケール、充塡用自動はかり及びコンベヤスケール（計量法第八十四条第一項（同法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の表示が付されたものを除く。）であって、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百六十三号）附則別表第一号第二欄に掲げる日前から取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているもの又は特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十号）附則第二条第一項の確認済証が付されたホッパースケール、充塡用自動はかり及びコンベヤスケール（次項において「既使用のホッパースケール等」という。）については、特定計量器検定検査規則第十三条第二項第二号の「目量（各々の表示機構の目量が異なる場合にあっては、最小の目量）」を「検査目量」と読み替え、同則第七条及び第十五条の規定は適用しない。

2　既使用のホッパースケール等に係る計量法第百六十条第一項の経済産業省令で定める検定をすべき期間は、特定計量器検定検査規則第七十一条第一項第一号の規定にかかわらず、二十日間とする。

○経済産業省令第二十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

経済産業大臣　梶山　弘志

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令

指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第四（第十条関係）

指定の区分		検定設備			検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数		
［略］						
コンベヤスケール	［略］	日本産業規格Ｂ七六〇六―一及びＢ七六〇六―二に規定する試験ができるもの	［略］	［略］		
［略］						

備考　表中の［　］は注記である。

改正前

別表第四（第十条関係）

指定の区分		検定設備			検定を実施する者	
	名称	性能	条件	人数		
［略］						
コンベヤスケール	［略］	日本産業規格Ｂ七六〇六に規定する試験ができるもの	［略］	［略］		
［略］						

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。